

④公示（参加意思確認公募）

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2024年1月23日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長 阿部 裕之

調達管理番号	24c00013000000
調達件名	2024-2026年度 課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2024年4月上旬から2024年9月下旬（予定）
選定方法	参加意思確認公募
特定者	公益財団法人はまなす財団
競争参加資格	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。 その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。
競争参加資格確認申請期限	2024年2月14日 午後4時
契約担当部署	北海道センター研修業務課 小笠原 奈央 電話番号：011-866-8393 メールアドレス：Ogasawara.Nao@jica.go.jp
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html
その他	その他詳細は業務仕様書による

以上

24c00013000000

2024-2026 年度 課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた地方自治体の長・職員、及び地方開発を支援する中央省庁職員が、地方行政主導による住民参加型の地域開発プロセスを促進するために必要な知識や技術にかかる研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 はまなす財団（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

上記特定者は、官庁や民間企業、自治体などの関係機関と連携し、北海道各地における地域開発・産業活性化等を目的とした政策形成及び推進を図っている機関であり、特徴ある地域社会の形成を目指し、官民一体となり主体的に地域づくりへの取組を推進する公益事業目的達成のため、多くの官庁や民間から地域づくりや行政職員、民間人の人材育成等に関する事業を受託し、実施した豊富な経験を有する機関です。本コースの案件目標を達成するために必要なプログラムの提案、講師の選定や視察先等の関係者とのネットワークが構築されており、2012 年度に当コースを実施した当初から本業務の受託実績があり、効果的なコースを企画・実施し、研修実施に必要な知見等が集約されている機関です。

以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2026 年度課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度）：2024 年 5 月 13 日～2024 年 6 月 1 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024 年度）：2024 年 4 月上旬～2024 年 9 月上旬（予定）
※2025 年度、2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理事後整理期間を含む。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができる。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225条）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成20年10月1日規定（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ① 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- ② 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ③ 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- ④ 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- ⑥ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑦ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑧ その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ① 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - ② 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ③ 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - ④ 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2024年1月23日(火) 午前10時から 2024年2月14日(水) 午後4時まで
	提出場所	JICA 北海道 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書
	提出方法	メール
(2) 審査結果の通知	通知日	2024年2月20日(火)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 北海道 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年2月23日(金)
	回答予定日	2024年2月28日(水)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3(3)を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争

若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2024-2026 年度 課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件）を参照。

1. 当該研修コースの概要

- (1) 研修コース名：2024 年度課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」
- (2) 技術研修期間（予定）：
来日研修：2024 年 5 月 14 日(火)～2024 年 5 月 31 日(金)
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：6 名
 - 2) 研修対象国：ドミニカ共和国(1)、エルサルバドル(1)、グアテマラ(1)、ホンジュラス(1)、ニカラグア(1)、コロンビア(1)
- (4) 研修対象者：
中央政府において地方自治体の地域開発の指導に携わる行政官、地方自治体の長、計画部署の幹部職員
- (5) 職務経験：地域開発、コミュニティ開発等において 3 年以上の実務経験を有する者
- (6) 研修使用言語：西語
- (7) 研修背景・目的
中南米地域では、地方分権及び住民参加型の地域開発が推進されている一方で、地方自治体の財政・組織・行政能力の不足により、委譲された権限や資金が開発に活かしきれず、住民のニーズに合わない、非効率的な事業が顕在化している。本研修は、地域開発に携わる自治体職員や地方開発を担う中央省庁、地方自治体の長、職員を対象に、日本における地方行政、住民参加型での地域開発に関する経験・アプローチ手法を学ぶ機会を提供することで自国の地域開発における役割を効果的に担えるようにすることを目的とする。
- (8) 案件目標
地方自治体の長・職員、及び地方開発を支援する中央省庁職員が、地方行政主導による住民参加型の地域開発プロセスを促進するための知見を得、アクションプランが作成され、所属組織で実行される。
- (9) 単元目標（アウトプット）
 - 1) 日本の地方行政のしくみと実務について知見を得る。
 - 2) 住民参加型での地域開発計画の策定・実施・モニタリング・フィードバック

のプロセスについて知見を得る。

- 3) 地域資源を活かしたまちづくりの取り組みについて知見を得る。
- 4) 地域の開発における関係機関の役割や連携について整理される。
- 5) 研修員所属組織における住民参加型の開発プロセスにかかる課題が整理され、その解決に向けたアクションプランが作成され組織内で提案される。

(10) 研修内容

- 1) 研修項目：以下のプログラム内容に沿って、講義、討議、演習、レポート作成、視察等適切な手法を用いることとする。

【プログラム内容】

- ・ 日本の地方自治と地方行政（中央・地方政府の関係）
- ・ 地方自治と住民参加
- ・ 情報公開、及び行政透明化の取組
- ・ 地域開発計画及び条例策定における住民参加プロセス
- ・ 行政・住民グループ・NPO等の連携、地方自治体の役割
- ・ 地域資源を活かしたまちづくりと地域ブランディング
- ・ 地方政府の実務や住民ニーズに合わせた行政サービス提供の事例
- ・ 地域資源活用事例
- ・ 広域連携の事例
- ・ インセプションレポートに基づくディスカッション又はワークショップ
- ・ アクションプランの作成及び発表

2) 当機構が実施するプログラム

以下については当機構が実施するが、今後の検討状況によって変更の可能性がある。

① 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年度：2024年4月上旬～2024年9月上旬（予定）

（この機関には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

開発途上国から研修員として日本に招いた地域開発分野の中核を担う人材に対し、地方行政主導による住民参加型の地域開発プロセスを促進するための必要な知識や技術にかかる研修を行うものです。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって西語-日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊について

は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドラインについては、以下 JICA HP を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上